

(資料 - 3) 「工事契約価格適正化制度」における基準価格の算定方法

適正契約基準価格

契約制限価格を作成する基礎となった「直接工事費」及び「共通仮設費」の合計額とする。

ただし、その合計額が契約制限価格の100分の85を超える場合にあっては100分の85の額を、100分の75に満たない場合にあっては100分の75の額を適正契約基準価格とする。

最低制限価格

契約制限価格を作成する基礎となった「直接工事費」及び「積上計上される共通仮設費」の合計額とする。

ただし、その合計額が契約制限価格の100分の80を超える場合にあっては100分の80の額を、100分の70に満たない場合にあっては100分の70の額を最低制限価格とする。

なお、最低制限価格を適用する工種は、以下を原則とする。

最低制限価格適用工種	土木・土木補修・舗装・PC橋上部工・鋼橋上部工・建築・電気・管・区画線・のり面処理・防護さく・遮音壁・標識・道路保全土木・道路保全施設(計15工種)
適用外工種	トンネル非常用設備・受配電設備・遠方監視制御設備・伝送交換設備・交通情報設備・無線設備・トンネル換気設備・機械設備・通信・塗装・造園(計11工種)

工費内訳調査基準

契約制限価格を作成する基礎となった費用を基に、次式により算出される額とし、入札者が提出した工費内訳書に記載された「直接工事費及び共通仮設費の合計額」を下記と、「現場管理費の額」を下記と照合する。

最低制限価格を適用する工事の場合、本基準のいずれかを下回ったときは「無効」とし、それ以外の場合は「簡易調査」を実施する。最低制限価格を適用しない工事の場合、本基準のいずれかを下回ったときは「標準調査」を実施し、それ以外の場合は「簡易調査」を実施する。

$$(\text{直接工事費} + \text{共通仮設費}) \times 0.75 \qquad \text{現場管理費} \times 0.6$$

(参考: 契約制限価格の構成)



直接工事費 : 【目的物工事費】工事目的物を施工するために直接投入される材料費、労務費及び直接経費(機械経費、水道光熱電力量、特許使用料)。

+

【仮設工事費】個々あるいは複数の工事目的物工事の施工を直接的に補助するために必要となる費

間接工事費 : 工事目的物を施工するために間接的に要する工事費及び経費。共通仮設費 + 現場管理費。

共通仮設費 : 工事目的物を施工するために間接的に必要となる各工事共通の運搬費、準備費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費。

現場管理費 : 現場に派遣されている現場従業員の給与手当、現場従業員および現場労働者の労災保険料、健康保険料等の法定福利費など、その現場で必要とする費用。

一般管理費 : 工事施工にあたる企業の継続運営するのに必要な本支店経費等および附加利益の費用。